

令和7年度 豊田市立足助小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

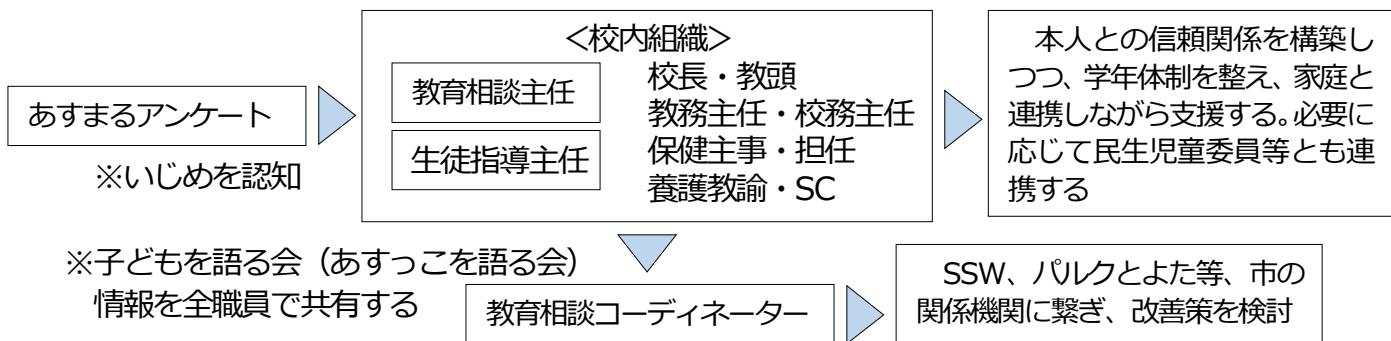
これらの基本的な考え方を基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」(あすっこを語る会)を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係諸機関と連携し、適切な援助を求める。

子どもを語る会(あすっこを語る会)を定期的に開催し、情報を共有し早期発見に務める。



(1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」や「保護者アンケート」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・「あすまるアンケート(いじめアンケート)」や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
 - ・教職員の資質向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

工 いじめへの対処（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・いじめ解消の判断をする。
- ・重大事態が起きた場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。この場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。必要に応じて、いじめの重大事態の疑いがある事案発生報告書（速報）を作成し、教育委員会へ提出する。
- ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
- ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パレクとよた担当指導主事へ連絡し、合わせて「いじめ対応相談票」を提出する。
- ・パレクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。その上で、学校としていじめの再発防止のための指導・支援を継続して行う。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

（2）いじめ対策委員会の構成員

- 校長 ○教頭（教育相談コーディネーター） ○教務主任 ○校務主任
- 教育相談主任（養護教諭） ○生徒指導主任 ○担任 ○スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー ○主任児童委員 ○P.T.A代表者

（3）「子どもを語る会」の役割

- ・教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

（4）「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 毎月「子どもを語る会」（あすっこを語る会）を開催し、日常の児童の実態を教職員で共通理解し、方針と対応策を決める。
- ウ 緊急のいじめ事案については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

（1）未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学校・学級づくりを進める。
 - ・全校縦割り4色チームによる学校行事（運動会・4色対抗8の字跳び大会等）や当番活動（清掃など）
 - ・園・異学年との交流、全校あそびなどの活動
 - ・個々に責任感をもたせる一人1役以上の学級係分担、委員会活動
 - ・全校を対象に思いやりの気持ちや努力する態度を認める「あすっこ賞」の授与
 - ・一人一人が活躍し、認められる活動の実施
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
 - ・少人数学級を生かしたきめ細かな個への対応

- ・学習の基礎・基本の習得を図る月例テストの実施
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・道徳推進教師を中心とした全校体制での道徳の授業・人権週間の取組の充実
- ・人権擁護委員などの外部講師を招いた授業
- ・体験活動を通して、人・もの・ことにふれあい、ふるさとを愛する心を育てる生活科・総合的な学習の時間の充実（重伝建学習の活用）
- エ デジタルシティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
- オ 感染症などに関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- カ 児童自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。
- キ 全ての教職員が学校いじめ防止基本方針を共有し、いじめやその対応について正しく理解し、認識して教育活動に取り組む。

（2）いじめの早期発見の取組

- ア 「あすまるアンケート」（いじめに関するアンケート）を毎月、教育相談（6月、11月の年2回。事前にアンケート実施）を定期的に行い、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
 - ・休み時間や放課後等の児童との会話や様子に目を配る。
 - ・連絡帳・電話連絡等による保護者からの情報に素早く対応し、現状や取組を連絡するなど連携を密にする。
 - ・担任以外に保健室の利用やスクールカウンセラーへの相談等があることを周知する。
 - ・教育相談コーディネーターが、担任や教育相談主任からの情報を得て、適切に対応する。場合に応じて、外部の専門機関と連携して対応する。
 - ・「先生たすけて」を活用し、心配なことを相談できる環境を整え、児童の小さなSOSの把握に努める。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 教職員で情報共有する「子どもを語る会」（あすっこを語る会）を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。
- オ 「いじめサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。
- カ 年に2回の「hyper-QU」の実施の結果から、学級の様子や個々の児童の様子を把握・分析し、いじめの兆候の把握に努める。

（3）いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら速やかに管理職へ報告をあげ、「いじめ対策委員会」を臨時に開催し、組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するように心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。記録は、適切に管理・保存する。
- エ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田・加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

- 力 対応が困難な場合は、パレクとよたに対応の相談をし、適切な助言等を受ける。
- キ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ク 学校外で発生したいじめについて、児童が所属する団体等がある場合は、当該団体等と連携して対応、指導、見守りを行う。
- ケ ネット上の名誉棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

〈いじめ解消の目安〉

- ・いじめを受けた児童が、現在いじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ・周りの児童や教職員から見て、現在いじめないと判断できる。

4 いじめの重大事態の疑いがある事案発生時の対応

- (1) いじめの重大事態が疑われる場合は、速やかに教育委員会に状況を報告をし、早期解決を図る。その後、重大事態となった場合は、速やかに教育委員会に報告をし、適切に対応して早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題調査委員会（いじめ対策委員会が兼ねる）」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価を1月に、保護者への学校評価アンケートを11月に実施し、「いじめ対策委員会」で取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修（SCによるO J T研修）を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は保護者に配布するとともに、ホームページに掲載する。必要に応じて、年度途中に見直しをする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

〈参考資料 取組の年間計画〉

いじめ対策委員会		未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月 P ↓ D	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの活用の児童生徒、保護者への周知 ○学級開き	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定 ・あすまるアンケート（2～6年）	○学校HPでの「学校いじめ防止基本方針」の掲載 ○家庭訪問（希望制） ○授業公開・学級懇談会

5月	C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↑	○現職研修① 「児童理解と学級づくり」	○運動会（縦割り班） ○1年生を迎える会	・あすまるアンケート	
6月			○デジタル・シティズンシップ教育（ネット） ○Hyper-QU①実施 ○5年保健学習（心と体の成長）	・あすまるアンケート ○教育相談週間	○学校保健委員会 ○学校運営協議会
7月		○教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証 ○Hyper-QU プロック別研修 ○パレク現職研修	○道徳科で「命の大切さ」に関わる授業	・あすまるアンケート	○個別懇談会
8月		○Hyper-QU①結果の分析			
9月				○身体測定 ・あすまるアンケート	
10月			○5年保健学習（心と体の成長）	・あすまるアンケート	○学芸会
11月			○こども園との交流（1年） ○いじめ防止標語作り ○Hyper-QU②実施	・あすまるアンケート ○教育相談週間（SC面談含む）	○保護者への学校評価アンケート
12月		○現職研修② 「いじめに関するケーススタディ」 ○Hyper-QU②結果の分析	○人権週間（校長講話） ○赤い羽根募金活動 ○4色対抗8の字跳び大会 ○こども園との交流（1年）	・あすまるアンケート ○教育相談週間	○個別懇談会
1月		○学校自己評価	○お年玉募金活動	○身体測定 ・あすまるアンケート	○学校運営協議会での学校自己評価の報告と連携
2月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証		・あすまるアンケート	○公開授業 ○保護者会にて学校の取組と評価結果を説明
3月		○保護者アンケートの結果を検証し「基本方針」の見直し	○6年生を送る会	□文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査	○学校自己評価の結果を検証
通年		○校内のいじめに関する情報の共有→いじめ対策委員会・あすっこを語る会（通年） ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○わかる授業の充実 ○あすっこ賞の授与	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○連絡ノート	○キッズパトロール（月に1回） ○権利学習プログラム

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。